

日鳥協発第 19-210 号  
平成 20 年 2 月 5 日

社団法人日本食鳥協会

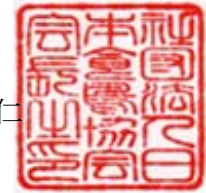
生産加工部会会員 代表者 各位

荷受部会会員 代表者 各位

小売部会推進委員会会員 代表者 各位

社団法人日本食鳥協会

会長 芳賀 仁



### 食品による薬物中毒事案の発生防止策について

このことについて、中国産冷凍食品による健康被害が生じたことを踏まえ、平成 20 年 2 月 1 日付け府国生 140 号、食安発第 0201001 号及び 19 消安第 12813 号をもって内閣府国民生活局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長並びに農林水産省消費・安全局長連名により、別紙のとおり輸入食品の有毒有害物質の混入防止策について通知があったところです。

つきましては、今般の餃子に関する事案を踏まえ、輸入食品の取扱いに当たっては輸出国の製造、加工及び流通段階における有毒有害物質の混入防止を図るため、品質等の適切な点検と衛生管理に関するコンプライアンスを徹底されるよう、改めて周知方をお願い致します。

府 国 生 1 4 0 号  
食安発第0201001号  
19消安第12813号  
平成20年2月1日

(社) 日本食鳥協会  
会長 芳 賀 仁 殿

内 閣 府 国 民 生 活 局 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長

#### 食品による薬物中毒事案の発生防止策について

食品安全行政の推進については、従来より種々、御理解と御協力をいただいているところです。

さて、先般より、メタミドホスが含まれる中国産冷凍食品による健康被害が発生したことから、政府一体として様々な対応をとっているところです。

しかしながら、重篤な健康被害の発生があったことから、国民の不安が増大しているところです。

については、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることを踏まえ、輸入する食品について、輸出国の製造、加工及び流通段階における有毒有害物質の混入の防止対策について、幅広く確認することにより同様の事案の発生を予防するよう、貴協会会員に対し周知方よろしく申し上げます。

また、貴協会会員の確認終了後その結果について報告されるようお願いいたします。